

板橋区教育委員会特別支援教育連絡協議会設置要綱

平成19年2月20日

教育長 決定

(目的)

第1条 発達障がい等を含め障がいのある児童・生徒等の円滑な学校生活を支援するとともに、板橋区の特別支援の一層の充実を図り、関係機関が情報を共有し連絡調整を行うため、板橋区教育委員会特別支援教育連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

第2条 協議会の委員は、次の職にあるものをもって充て、又は委嘱する。

- (1) 教育委員会事務局次長
- (2) 医師 1名
- (3) 学識経験者又は大学教授 1名
- (4) 臨床心理士又は臨床発達心理士 1名
- (5) 高島特別支援学校長
- (6) 志村学園長
- (7) 健康福祉センター所長
- (8) 板橋区子ども発達支援センター所長
- (9) 障がい政策課長
- (10) 障がいサービス課長
- (11) 支援課長
- (12) 指導室長
- (13) 板橋区教育支援センター所長
- (14) 区立小学校特別支援学級設置校長会長
- (15) 区立中学校特別支援学級設置校長会長
- (16) その他必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は板橋区教育委員会事務局次長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、関係者その他会議運営等に関し、必要な者の出席を求めることができる。

3 協議会は、委員長からの要望に応じて学校の特別支援教育推進を支援するために、委員の一部及びその他会議運営等に関し必要な者を招集し、専門部会を開催することができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし委員長が必要と認め、協議会の決議を経たときは、非公開とすることができる。

(役 割)

第7条 協議会は、次に掲げる事項について企画、調査、検討等を行うものとする。

- (1) 特別支援教育の現状把握に関すること。
- (2) 特別支援教育の課題や施策に関すること。
- (3) 特別支援教育の推進に係わる関係機関との総合調整に関すること。
- (4) その他特別支援教育に関わる重要な事項に関すること。

(専門部会)

第8条 専門部会は次の職にある者をもって構成し、議長は委員長とする。

- (1) 教育委員会事務局次長
- (2) 教育委員会事務局指導室長
- (3) その他必要と認める者

(庶 務)

第9条 協議会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局指導室が処理する。

(委 任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。